

## 環境影響評価書案審査意見書

「都宮村山団地（後期）建替事業」に係る環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）について審査した結果、東京都環境影響評価条例（昭和 55 年東京都条例第 96 号）第 57 条第 1 項に規定する意見は、下記のとおりである。

東京都知事  
舛添 要一

### 記

#### 第 1 対象事業

- 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
名 称：東京都  
代表者：東京都知事 舛添 要一  
所在地：東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号
- 対象事業の名称及び種類  
名 称：都宮村山団地（後期）建替事業  
種 類：住宅団地の新設
- 対象事業の所在地  
東京都武蔵村山市緑が丘 1460 番ほか

## 第2 意見

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、次に指摘する事項について留意するとともに、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるべきである。

### 【大気汚染、騒音・振動、自然との触れ合い活動の場共通】

本事業は、解体工事と建設工事が長期にわたり継続する計画となっている。計画地内には、環境に配慮すべき施設である保育園、幼稚園、小中学校及び福祉施設が存在するとともに、公園、広場及び計画地中央を南北に通る緑道もある。

このことから、解体工事及び建設工事に当たっては、環境に配慮すべき施設及び公園等を利用する人々の通行経路に影響を与えないよう、工事用車両の走行ルートを精査するなど、更なる環境保全のための措置を検討し、より一層の環境負荷の低減に努めること。

### 【大気汚染】

建設機械の稼働に伴い発生する二酸化窒素の予測において、敷地境界では環境基準を下回るものの、計画地内では、寄与率が最大で約5割となる上に環境基準も超えている。

本事業は、計画地内に住民が居住する状態で工事の施行がなされることから、環境保全のための措置を徹底するなど、大気質への影響のより一層の低減に努めること。

## 【騒音・振動】

建設機械の稼働に伴う騒音・振動レベルは、評価の指標を満足するものの、工事区域の敷地境界ではこれらの数値が高く、評価の指標に近い予測値となっている。

本事業は、計画地内に住民が居住する状態で工事の施行がなされることから、環境保全のための措置を徹底するなど、建設作業における騒音・振動による影響のより一層の低減に努めること。

## 【水循環】

雨水浸透トレンチや雨水浸透ます等の設置により、雨水の地下浸透を促進し、宅地内に降った雨水はすべて地下浸透させるとしていることから、その方策について具体的かつ定量的に分かりやすく記述すること。

また、その機能が維持されるよう適切に管理すること。

## 【景観】

緑道の整備や植栽を実施することにより、良好な市街地景観を形成することから、植栽の計画内容を明らかにすること。

また、計画建物の高さに変化をつけ、長大な壁面を避けることにより圧迫感の変化を抑えるとしていることから、圧迫感軽減の効果についても分かりやすく説明すること。

## 【自然との触れ合い活動の場】

計画地内のカマキリ公園については、北側に隣接する既存住宅の除却後、公園として整備していることから、公園の整備方針を明らかにするとともに、植栽

に当たっては、「植栽時における在来種選定ガイドライン」等を参考に、計画地に適した在来種を選定すること。

#### 【廃棄物】

- 1 アスベスト等特別管理廃棄物の取扱いについては、現況調査及び環境保全のための措置に記載されていることから、調査結果及び発生量並びに処理の状況等について、今後の環境影響評価書等で明らかにすること。
- 2 建設発生土及び建設廃棄物の発生量が示されているが、都営村山団地はこれまで建替事業を行ってきたことから、発生量算出の原単位について、その建設工事等の実績に基づき算出すること。
- 3 建設廃棄物の種類別の発生量及び再資源化量が示されているが、分別の困難が予想される廃棄物も含まれていることから、その再資源化の方策について記載すること。

以 上